

議会運営委員会 所管事務調査報告書

令和6年4月26日

犬山市議会議長

柴田 浩 行 様

議会運営委員長

大 沢 秀 教

本委員会は、地方自治法第109条第3項及び犬山市議会会議規則第97条第2項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

議会基本条例の検証について

2. 調査目的

本市議会では、市議会についての最高規範として、平成23年10月1日から犬山市議会基本条例を施行し、議会改革を進めてきた。

条例施行6年後の平成29年度には、同条例の見直し手続きの規定に基づき、条例の趣旨及び目的が達成できているかの検証を行ったが、改めて検証する必要があるため、調査・研究を行う。

3. 調査方法

(1) 現状把握（議会改革の取組・実施状況の洗い出し）

日 時 令和5年7月18日 午前10時から午前11時25分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な内容 ・平成29年度の検証内容について確認し、それ以降の議会改革等の取組（平成30年度から令和4年度まで）について、追記した内容を確認した。

(2) 委員間討議

①広聴機能について

日 時 令和5年8月3日 午後1時28分から午後2時25分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 ・「広聴」を「広報」と同等に位置づけ、議会基本条例中に明記するべきでないか。

日 時 令和 5 年 9 月 1 日 午前10時44分から午前11時46分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 ・以前にも広報委員会を常任委員会や特別委員会にしてはどうかとの議論はあったが、正式な委員会でないことでフレキシブルな対応もできることから、任意の委員会となっている。

日 時 令和 5 年 9 月 25 日 午前11時 9 分から午前11時30分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 ・現在の議会基本条例中にも、広聴機能の原則的なことは規定しているが、さらに加筆すべきことがあるか、もう少し時間をかけて議論してはどうか。

日 時 令和 5 年 11 月 8 日 午前 9 時59分から午前11時16分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な意見 ・広報委員会は、議会だよりのリニューアルの検討など手いっぱい、広聴まで範囲を広げるのは厳しいのではないか。
・広聴機能は広報委員会ではなく、常任委員会がその機能を発揮していくべきである。
・現在の議会基本条例中にも、広聴機能の原則的なことは規定しており、加筆する必要はない。

②陳情の趣旨説明について

日 時 令和 5 年 11 月 8 日 午前 9 時59分から午前11時16分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な内容 ・事務局より議会基本条例第8条において、陳情についても請願と同様に、提出者から趣旨説明の機会を設ける規定があるが、実際には運用されていない旨の説明がある。

日 時 令和 5 年 11 月 29 日 午後 1 時から午後 1 時53分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）
主な意見 ・議会基本条例中に規定がある以上、陳情についても趣旨説明の機会があることを案内していくべき。

日時 令和5年12月20日 午後1時21分から午後2時20分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名（全員）
主な内容 ・事務局より「犬山市議会請願趣旨説明実施要綱」の改正内容、「請願・陳情のご案内」の修正内容の説明がある。

日時 令和6年1月10日 午前10時59分から午前11時29分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名（全員）
主な内容 ・「犬山市議会請願趣旨説明実施要綱」の改正内容、「請願・陳情のご案内」の修正内容を確認し、令和6年2月定例議会から、陳情についても趣旨説明の機会を設けることとする。

③所管事務調査、政策立案等について

日時 令和5年11月8日 午前9時59分から午前11時16分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名（全員）
主な内容 ・事務局より議会基本条例中の政策立案等に関する規定、岩手県奥州市の「政策立案等ガイドライン」、所管事務調査の報告方法、令和6年4月閉会議会までのスケジュールの説明がある。

日時 令和5年11月29日 午後1時から午後1時53分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名（全員）
主な意見 ・議会基本条例「第6章 委員会の活動」に所管事務調査、政策立案等に関する規定を設けていくべき。
・所管事務調査報告書は、なるべく簡素な内容とし、令和6年4月閉会議会での委員長報告に向けて、全委員会足並みを揃えて進める。
・市長への政策提言がある場合は、全員協議会で確認した上で、新年度予算編成に併せての申入れと同じような形で、議会として市長に申入れを行う。

日 時 令和 5 年12月20日 午後 1 時21分から午後 2 時20分まで
場 所 第 3 委員会室
出席委員 7 名（全員）
主な意見 ・議会基本条例「第 6 章 委員会の活動」に所管事務調査、
政策立案等に関する規定を設けることについては、他市
の規定を参考に「所管事務調査、政策立案等に努めるも
のとする」という表現にしているかどうか。

日 時 令和 6 年 1 月10日 午前10時59分から午前11時29分まで
場 所 第 3 委員会室
出席委員 7 名（全員）
主な意見 ・議会基本条例「第 6 章 委員会の活動」に所管事務調査、
政策立案等に関する規定を設けることについては、通年
議会の導入意義も規定した事務局案の内容とする。

④議会基本条例の検証について

日 時 令和 6 年 1 月31日 午前 9 時58分から午前11時 3 分まで
場 所 第 3 委員会室
出席委員 7 名（全員）
主な意見 ・議会基本条例第20条の見直し手続きについては、過去 2
回は 6 年の間隔で行ってきたが、今後は原則、議員の任
期 4 年目に検証を行ってはどうか。

4. 調査結果

委員間討議を踏まえ、以下の 4 点について意見集約した。

- (1) 広聴機能については、議会基本条例中に原則的なことは規定されており、
広報委員会ではなく、常任委員会がその機能を発揮していく。
- (2) 陳情の趣旨説明については、既に議会基本条例中で規定しており、請願
と同様に提出者が希望した場合は、委員会で趣旨説明できるように要綱の
改正及び市民への周知を行っていく。

- (3) 所管事務調査については、通年議会の導入意義の一つであったことから、議会基本条例「第6章 委員会の活動」中に次のように規定する。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第14条 委員会は、専門性を活かして公平な運営を行い、議案等の審査にあたっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、市民に対してわかりやすい議論に努めます。

2 委員会は、通年議会の利点を活かして、議会の休会中においても、市政の課題について所管事務調査を行い、政策立案等に努めます。

3 委員会は、審査及び調査の経過等の情報を開示し、市民との懇談会等を積極的に行います。

4 委員長は、委員長報告の作成及び質疑に対する答弁に責任を持って取り組みます。

5 議会運営委員会は、議会運営について協議し、合意形成を図ります。

6 特別委員会は、必要に応じて設置することができます。

- (4) 議会基本条例は平成23年度に施行し、平成29年度及び令和5年度に6年の間隔で検証してきたが、今後は原則、議員の任期4年目に検証を行う。